

【資料2】

業務委託仕様書

1 業務委託名

ケアワーカー情報発信事業動画制作業務委託

2 事業の目的等

若い世代を中心として介護業界に対するイメージを向上し、将来の介護の担い手を確保するため、実際に現場で働く介護職員が主役となった動画を制作し、SNS等による情報発信を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日

4 業務委託の内容

次の(1)～(3)に掲げる業務とし、企画提案により具体化するとともに、本事業の目的が、より効果的に達成されるようにしてください。

(1) 動画制作業務

- ① 現場で働く介護職員が直接発信することで、介護の魅力ややりがい伝わるような動画制作について、ディレクションから撮影・編集に至るまでの業務を一環して行ってください。
また、今回制作する動画のコンセプトに沿ったタイトルを提案してください。
- ② 動画に出演する介護職員は、県が指定します。
- ③ 動画の撮影場所については、介護職員が勤務する施設以外の場所で費用が発生する場合には、見積金額の中にロケーション費用として含めるようにしてください。
- ④ 制作する動画は、5分程度の本編と、コンテンツをPRするための15～20秒程度の短編バージョンの2本を作成してください。
- ⑤ 動画を実際に制作する際には、県のほか、県が実施する介護業界イメージ戦略ミーティングに参加する介護職員の意見を参考にしてください。

(2) 制作期限等

- ① 動画の制作期限は、令和6年10月末を目途とします。
- ② 制作した動画は、パソコン等で容易に再生できる電子データとしてください。

(3) その他

- ① 制作した動画を広く周知するためのプロモーション方法があり、本委託事業で実施可能な場合には、提案に含めてください。
- ② 過去に自社で制作した動画作品1本を選定し、プレゼンテーション内で視聴できるようにしてください。

5 実施体制の確認

本業務委託を確実に履行するため、4の業務について、実施体制を明示してください。

6 成果品の納入

次の成果品を納入してください。

なお、(1)については、日本工業規格A4版を使用してください。

(1) 業務委託完了届

(2) 制作した動画等の成果品

動画等の成果品については一式を、電子データは記録媒体に保存した状態で、その他のものは現物を納品してください。

7 再委託

(1) 受託者は、本業務委託のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけません。

(2) 受託者は、本業務委託の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出して県の承認を得てください。

(3) 受託者は(2)により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めてください。

8 業務の履行に関する措置

(1) 県は、本業務委託(再委託した場合を含む)の履行について、受託者が著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を通知し、必要な措置をとるべきことを要求する場合があります。

(2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、県に書面で提出するものとします。

9 権利の帰属

(1) 本業務委託の遂行により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。)及び所有権は、すべて県に帰属するものとします。

- (2) 受託者は県の承諾無しに、デザインを他に流用することができないものとします。

10 機密の保持

- (1) 本業務委託（再委託した場合も含む。）を実施するに当たり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途への使用はできません。その防止のために必要な措置を講じてください。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとします。
- (3) この項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とします。

11 その他

- (1) 業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うこととします。
- (2) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し必要の都度、双方協議しながら進めますので、常に協議可能な体制を整えてください。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとします。